

旭川医大病院ファミリーハウス要項の運用に関する申合せの一部を改正する要項を次のように定める。

(令和6年3月15日病院長裁定)

旭川医大病院ファミリーハウス要項の運用に関する申合せ

旭川医大病院ファミリーハウス要項の運用に関する申合せ（平成19年11月20日病院長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>○旭川<u>医科大学</u>病院ファミリーハウス要項の運用に関する申合せ</p> <p>第10関係</p> <p>第4項に規定する「管理責任者が適当と認めた場合」とは、次の各号の一に該当する場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 本院の都合により入院日を延期した場合(2) 本院の都合により急な転院・退院となった場合(3) 使用者の都合により使用しなくなった場合で、事実が発生した日から2週間以内に請求があった場合。 <p><u>附 記</u></p> <p><u>この申合せは、令和6年4月1日から実施する。</u></p>	<p>○旭川<u>医大</u>病院ファミリーハウス要項の運用に関する申合せ</p> <p>第10関係</p> <p>第4項に規定する「管理責任者が適当と認めた場合」とは、次の各号の一に該当する場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 本院の都合により入院日を延期した場合(2) 本院の都合により急な転院・退院となった場合(3) 使用者の都合により使用しなくなった場合で、事実が発生した日から2週間以内に請求があった場合。